

証券コード 7284
2026年6月4日

株 主 各 位

神奈川県厚木市寿町三丁目1番1号ルリエ本厚木

盟和産業株式会社

取締役社長 飯 塚 清

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.meiwasangyo.co.jp/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRニュース」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「盟和産業」または「コード」に当社証券コード「7284」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日(水曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスいただき、画面の案内にしたがって、2026年6月24日(水曜日)午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面(郵送)による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に賛否をご表示され、2026年6月24日(水曜日)午後5時15分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時 （受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 3F 相模「西・中」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会にご来場の株主様へのお土産は取り止めさせていただいております。何卒ご理解の程お願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所（東証）のウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.meiwasangyo.co.jp/>



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

2026年6月24日（水曜日）

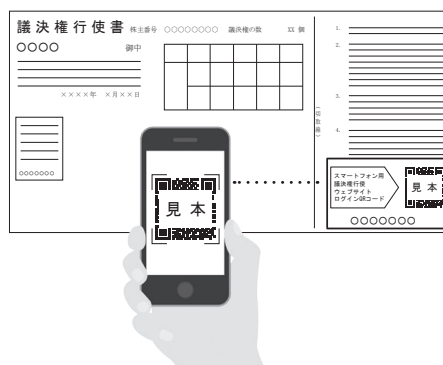
午後5時15分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

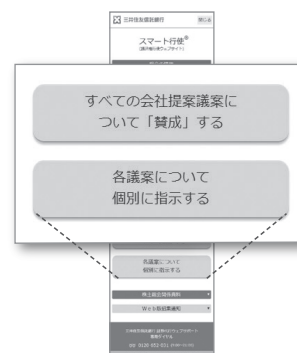


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

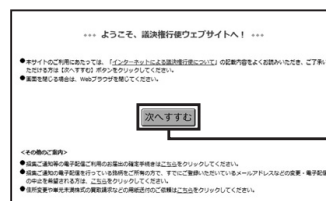
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

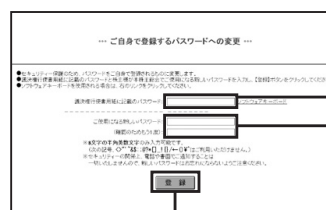
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当期の概況

当連結会計年度における経済情勢は、国内では物価の上昇が続いたものの、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直し、設備投資の増加などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。海外では、中国経済の停滞や米国の通商政策の影響に加え、中東情勢の緊迫化など地政学リスクの高まりやエネルギー価格の変動等により、世界経済は先行きの見通しにくい不安定な状況となってきました。

当社グループが属する自動車業界におきましては、自動車需要は安定的に推移しているものの、中国における市場環境の変化や、米国の関税措置の影響、中東情勢による供給リスクの増大など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当連結会計年度（当社は2025年4月1日～2026年3月31日、海外子会社は2025年1月1日～2025年12月31日）の業績につきましては、売上高は23,065百万円（前連結会計年度比0.8%減）となりました。損益面では、材料費や労務費等コスト上昇分の価格転嫁を進めるとともに原価低減に努めたものの、中国の子会社の棚卸資産の評価減（71百万円）等により、営業利益は370百万円（前連結会計年度比26.7%減）、経常利益はリファイナンス費用等もあり244百万円（前連結会計年度比43.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は77百万円（前連結会計年度比82.9%減）となりました。

② セグメント別の状況

（自動車部品）

売上高20,971百万円（前連結会計年度比1.0%減）、セグメント利益301百万円（前連結会計年度比31.5%減）となりました。

（住宅）

住宅設備資材を中心に底堅く推移し、売上高2,082百万円（前連結会計年度比1.2%増）、セグメント利益70百万円（前連結会計年度比9.9%増）となりました。

（その他）

売上高10百万円（前連結会計年度比29.8%減）、セグメント損失0百万円（前連結会計年度はセグメント利益1百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資額は総額1,011百万円であります。これは、主として自動車部品事業における受注品生産のための生産設備及び型治具等の取得であり、生産能力の増強、合理化及び更新などを目的に行ったものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが属する自動車業界におきましては、中東情勢の緊迫化を背景とした原材料・エネルギー価格の高騰や供給制約による生産変動リスクに加え、賃金等のコスト上昇圧力や米国の関税政策の影響継続が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループは2025年3月期から2031年3月期まで7か年の中期経営計画「MWX2030」に取り組んでおります。第2ステージにあたる2027年3月期からの3か年においては、成長軌道の確立を目指してまいります。

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 収益力強靱化

中東情勢の影響によるナフサ由来資材の供給逼迫や価格高騰など、サプライチェーンリスクが顕在化しております。当社グループは、グローバルでの情報収集を強化し、最適な調達・生産・供給体制の構築に取り組んでまいります。

また、自動化・省力化・省人化による生産工程の効率化を進めるとともに、コスト上昇分の適正な価格転嫁に取り組み、強固な収益構造の構築を図ってまいります。

② 成長軌道への移行

自動車産業を取り巻く事業環境は、地域ごとに異なる特性を示しております。北米では現地・域内調達化の動きが強まる一方、中国ではEV中心の現地自動車メーカーが主導権を握り、変化が速く競争の激しい市場環境となっております。このような市場特性に対応し、当社独自の技術力を活かした提案活動を通じて顧客満足度の向上を図り、受注拡大につなげてまいります。

住宅事業については、住設分野における取引の更なる深化を図るとともに、新規ビジネスの開拓を進め、事業基盤の安定化及び将来の基幹事業の育成に取り組んでまいります。

③ 新製品・新技術開発と環境にやさしい循環型の物造りの推進

当社の特長である樹脂の配合・加工技術を応用し、保有設備の有効活用を念頭に、新製品・新用途・新工法開発を加速させることで、製品競争力の強化及び生産性向上に努めてまいります。

また、CN（カーボン・ニュートラル）及びCE（サーキュラー・エコノミー）への取組みを強化、材料供給懸念の中でリサイクル技術を高めて材料還元率を上げるとともに、生産設備・治具の省エネルギー化等を推進し、環境にやさしい循環型の物造りに注力してまいります。

④ 人的資本拡充

企業競争力の強化に向け、人的資本の重要性が高まる中、人材の採用・育成・定着を通じて事業基盤の強化を図ってまいります。また、海外現地法人との人材交流を推進し、グローバルに活躍できる人材の育成及びグループ内リソースの有効活用に取り組んでまいります。

さらに、年齢・性別・国籍にかかわらず、個々の強みを活かせる職場環境の整備を進めるとともに、即戦力人材の採用や多能化教育の推進により、安定的な人員体制の構築に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

期別 項目	第68期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第69期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第70期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第71期 (当連結会計年度) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	百万円 21,195	百万円 22,394	百万円 23,250	百万円 23,065
経常利益 又は経常損失 (△)	百万円 △25	百万円 △448	百万円 435	百万円 244
親会社株主に帰属 する当期純利益又 は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	百万円 △73	百万円 △305	百万円 452	百万円 77
1株当たり 当期純利益又 は1株当たり 当期純損失 (△)	円 △21.10	円 △87.31	円 129.43	円 22.17
総資産	百万円 23,501	百万円 24,765	百万円 24,975	百万円 22,872
純資産	百万円 11,065	百万円 11,016	百万円 12,003	百万円 12,106
1株当たり 純資産額	円 3,162.06	円 3,148.39	円 3,430.57	円 3,460.25

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況

期別 項目	第68期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第69期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第70期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第71期 (当事業年度) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	百万円 15,852	百万円 17,022	百万円 17,573	百万円 18,067
経常利益	百万円 24	百万円 198	百万円 532	百万円 399
当期純利益	百万円 4	百万円 451	百万円 552	百万円 238
1株当たり 当期純利益	円 1.23	円 129.07	円 158.01	円 68.09
総資産	百万円 21,584	百万円 23,507	百万円 23,156	百万円 21,164
純資産	百万円 10,183	百万円 10,620	百万円 10,946	百万円 11,105
1株当たり 純資産額	円 2,910.13	円 3,035.21	円 3,128.41	円 3,174.17

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
盟和（大連）汽车配件有限公司	1,004,100千円	100.00	自動車内装部品の製造・販売
盟和（佛山）汽车配件有限公司	1,200,000千円	100.00	自動車内装部品の製造・販売
MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC.	30,000千ドル	100.00	自動車内装部品の製造・販売
MEIWA INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD.	432,000千バーツ	100.00	自動車内装部品の製造・販売

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業区分別主要製品は次のとおりです。

事業区分	品 目	主 要 製 品	用 途
自動車部品事業	トランク内装品	トランクフロア・ラゲージフロア トランクフロント トランクリッド・バックドアトリム トランクサイド・ラゲージサイド・ラゲージサイドトリム デッキボード トランクツールボックス	床材 フロント内張り部品 バック内張り部品 サイド内張り部品 高剛性床材 床下収納用部品
	フロア内装品	フロアマット デッキマット キャブフロアマット	室内床マット バン系荷台マット トラック系カバーシート
	ル ー フ	嵌め込み天井 成形天井	天井内張り部品 〃
	シートバックパネル	シートバックパネル (フロント・セカンド・サード) ネットアッシー	座席付帯部品 〃
	そ の 他	スライドドアトリム・リヤサイドトリム リヤシートクッションパッド ピラーカバー ダッシュサイレンサー ティビアパッド リヤフロアスぺーサー バッテリーカバー	室内内張り部品 リヤシート内部クッション部品 ピラー部内張り部品 遮音部品 衝突緩衝部品 床嵩上げ部品 バッテリー遮熱カバー
住宅事業	住宅設備部材	システムバス部材	床材・風呂蓋等
	建機／土木資材	遮水シート 建機内装部材	遮水・止水・排水材等 建機天井・天井付帯部品
	床 材	長尺床材	車両・オフィスの床材、 舞台床材
	防災・ 環境配慮部材	避難所用防災間仕切り	間仕切り・簡易ベッド・ ソフト床材
		セアスシート	緩衝シート(傷防止用)
その他	発泡プラスチック成形品等	梱包用緩衝材等	緩衝材等

(12) 営業所及び工場

① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県	住 宅 営 業 部	神 奈 川 県
東 京 営 業 部	神 奈 川 県	第 一 生 産 部	岐 阜 県
東 海 営 業 部	岐 阜 県		山 梨 県
広 島 営 業 所	広 島 県	第 二 生 産 部	長 野 県
中 国 統 括 部	中 華 人 民 共 和 国		

② 子会社

名 称	所 在 地
盟和（大連）汽車配件有限公司	中 華 人 民 共 和 国
盟和（佛山）汽車配件有限公司	中 華 人 民 共 和 国
MEIWA INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD.	タ イ 王 国
MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC.	ア メ リ カ 合 衆 国
MEIWA INDUSTRIA MÉXICO, S. A. DE C. V.	メ キ シ コ 合 衆 国

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数 372名（前期比25名減）

（注）従業員数には、臨時及び嘱託従業員数（76名）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数 189名（前期比10名減）

平 均 年 齢 44.7歳

平均勤続年数 21.2年

（注）従業員数には、臨時及び嘱託従業員数（52名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	927
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	787
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	545
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	508
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	491
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	350

(15) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数（普通株式） 9,408,000株
- (2) 発行済株式総数（普通株式） 3,498,853株
（自己株式4,006株を除く）
- (3) 株主数 3,542名
（前期末比311名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	210,120	6.00
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	188,800	5.39
株 式 会 社 陽 栄	180,355	5.15
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	130,926	3.74
黄 聖 博	126,100	3.60
株 式 会 社 プ ラ イ ム ポ リ マ ー	119,200	3.40
江 川 源	114,400	3.26
松 井 証 券 株 式 会 社	81,400	2.32
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	80,300	2.29
三 井 物 産 プ ラ ス チ ッ ク 株 式 会 社	80,000	2.28

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長		飯 塚 清
取締役副社長執行役員	海外事業（中国・東南アジア・インド）、住宅 営業部門 担当、中国統括部 部長	丸 茂 康 弘
	盟和（大連）汽车配件有限公司 董事長	
	盟和（佛山）汽车配件有限公司 董事長	
	MEIWA INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD. 社長	
	MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC. 取締役	
取締役常務執行役員	C F O、総管理部共同部長	高 桑 重 徳
	盟和（大連）汽车配件有限公司 監事	
	盟和（佛山）汽车配件有限公司 監事	
取締役常務執行役員	自動車部品営業部門 担当	桐 生 直 規
取締役	弁護士	原 秋 彦
取締役	公認会計士・税理士	市 川 一 郎
	SWEAT CAPITAL株式会社 代表取締役	
取締役 （監査等委員・常勤）		梶 谷 太 作
取締役 （監査等委員）		森 山 弘 和
取締役 （監査等委員）	小峰公認会計士事務所 代表	小 峰 光
	内外テック株式会社 社外監査役	
	株式会社ルクス国際会計 代表取締役	
	アドバンス・レジデンス投資法人 監査役員	

- (注) 1. 取締役原 秋彦氏及び市川一郎氏、監査等委員である取締役梶谷太作氏、森山弘和氏及び小峰 光氏は社外取締役であります。
2. 当期中の取締役の異動は次の通りであります。
取締役桐生直規氏は、2025年6月26日開催の第70回定時株主総会で新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役梶谷太作氏は、金融機関で培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役小峰 光氏は、公認会計士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために梶谷太作氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役原 秋彦氏及び市川一郎氏、監査等委員である取締役梶谷太作氏、森山弘和氏及び小峰 光氏を、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令に規定されている最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び執行役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

取締役の報酬は、優秀な人材を確保できる水準、従業員給与水準を勘案しつつ、当社グループの連結業績、株主還元等様々な視点から報酬額の妥当性・内容を判断することを基本方針とする。

具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

2) 固定報酬の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位別、社外取締役に区分し、当社経営環境、社外専門機関調査による他社水準等考慮し、適切な水準で役位に応じ定期的に設定するものとする。

3) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、役員賞与として予め役位別に設定された支給額を、従業

員の支給時に併せ、年に2回支給。経営上の目標達成状況を判断する客観的な定量的数値として、連結経営計画における連結営業利益・連結経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益に対する達成度合及び株主還元等勘案し、達成が見込まれる場合には予め設定された支給額を支給する。目標未達が想定される場合、基本、役位別・責任度合に応じ減額での支給とする。

なお、非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブプランを業績、他社水準、社会情勢等を勘案し適宜、導入の検討及び見直しをする。

4) 取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

取締役の役位に応じ、また従業員支給水準を踏まえ、個別割合を設定するものとする。

なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を90%、業績連動報酬を10%とする。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

取締役会にて様々な視点から報酬額の妥当性・内容を判断し報酬総額を決議する。個別の支給額については予め設定されている役位別の水準等勘案し、客観性・公平性を確保しつつ、取締役会が代表取締役に一任している。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	115,700	106,320	9,380	—	6
（うち社外取締役）	(10,800)	(10,800)	(—)	(—)	(2)
取締役（監査等委員）	16,800	16,800	—	—	3
（うち社外取締役）	(16,800)	(16,800)	(—)	(—)	(3)
合 計	132,500	123,120	9,380	—	9
（うち社外取締役）	(27,600)	(27,600)	(—)	(—)	(5)

(注)1. 業績連動報酬等は、報酬等の基本方針に基づき、当社グループの連結業績、株主還元等より判断し、決定しております。連結経営計画の達成度合を踏まえ、当事業年度においては役位別に一定の割合で増額支給しております。

2. 取締役会は、代表取締役社長飯塚 清氏に対し、予め役位別に設定された支給額、責任度合、連結経営計画への達成度合等を踏まえた賞与配分の決定を委任しております。委任した理由は各取締役の当社全体の業績等への関与・責任度合について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任するにあたり、同取締役会での、代表取締役からの役位別支給割合の表明をもとに、各取締役個別賞与の配分について委任することを承認しており、当該報酬内容は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等に沿うものと判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第66回定時株主総会において年額2億円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名(うち社外取締役1名)です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第66回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役3名)です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職の状況
社外取締役	原 秋 彦	弁護士
社外取締役	市 川 一 郎	公認会計士・税理士 SWEAT CAPITAL株式会社 代表取締役
社外取締役 (監査等委員)	小 峰 光	小峰公認会計士事務所 代表 内外テック株式会社 社外監査役 株式会社ルクス国際会計 代表取締役 株式会社Olive Union 社外監査役 アドバンス・レジデンス投資法人 監査 役員

- (注)1. 社外取締役及び社外取締役(監査等委員)の兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。
2. 社外取締役(監査等委員)小峰 光氏は、2025年9月30日付で株式会社Olive Union社外監査役を辞任により退任しました。

② 当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 等
社外取締役	原 秋 彦	当期開催の取締役会16回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜意見を述べております。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に国際的な企業法務の側面にて監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	市 川 一 郎	当期開催の取締役会16回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜意見を述べております。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、企業経営者としての経験等より、経営全般に亘り、取締役会にて、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	梶 谷 太 作	当期開催の取締役会16回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜意見を述べております。また、当期開催の監査等委員会16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。金融機関で培った財務及び会計に関する知見、企業経営者としての経験等より、経営全般に亘り、取締役会・監査等委員会にて、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	森 山 弘 和	当期開催の取締役会16回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜意見を述べております。また、当期開催の監査等委員会16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。経営コンサルティングの知見、企業経営者としての経験等より、特に各ステークホルダーの視点より、取締役会・監査等委員会にて、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小 峰 光	当期開催の取締役会16回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜意見を述べております。また、当期開催の監査等委員会16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。主に公認会計士としての専門的見地から、特に企業会計・財務面について専門的な視点より、取締役会・監査等委員会にて、適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

46,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちMEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（「内部統制システム構築の基本方針」）を以下のとおり定めております。

① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（海外子会社の取締役相当職を含む。以下、「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 「企業理念」及び法令及び社会通念を遵守した行動を取るための「企業行動規範」の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会が当社グループにおけるコンプライアンスに関する取り組みを横断的に統括する。同委員会での

協議・決定事項については当社グループの取締役等へ報告する。

- 2) 内部通報制度を活用して不正・違反行為等の早期発見と是正を図るものとする。
- 3) 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・顧問弁護士等と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書帳票管理規程、情報管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は文書帳票管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループで発生する可能性がある多様なリスクについては、コンプライアンス規程、リスク管理規程等の社内規程に基づき、コンプライアンス委員会で「全部門で想定されるリスクガイドライン」を制定し、責任部署を明確化するとともに対策を立案し、実行する。同ガイドラインは必要に応じて見直しを行うものとする。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- 2) 連結およびグループ各社の中期経営計画・年度計画等の策定、当社グループの経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- 3) 当社グループの業務執行に係る情報を当社各部門・グループ各社間で共有し、適切かつ効率的な業務執行が行われるよう、各子会社を含め毎月定期的に会議体を開催する。
- 4) 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとし、各子会社においてもグループ会社管理規程のもと当社規程等に準じた業務分掌規程等を整備するよう指導する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 担当取締役は、グループ各社においてコンプライアンス体制の整備が行われるよう努めるとともに、グループ各社から定期的に業務執行状況の報告を受け適宜指導する。
- 2) 当社は、グループ会社管理規程に基づき、各子会社に対し、業績状況については毎月、その他決算状況、経営上の重要事項については定期的に当社に報告することを義務付けている。
- 3) 当社内部監査室は、グループ会社管理規程に基づき、必要に応じて業務監査・会計監査・組織、制度監査等の内部監査を実施する。
- 4) 当社は、財務報告の信頼性を確保するための金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に

機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室のスタッフの中から監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査職務の遂行に必要な指示を受けた当該使用人は、その指示に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとする。また当該使用人の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

- ⑧ 当社グループの取締役等及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 監査等委員である取締役は、経営会議、コンプライアンス委員会その他社内会議に出席するとともに、重要な議事録・稟議書等、随時閲覧できる体制とし、必要に応じて、当社グループの取締役等及び使用人にその説明を求めることができるものとする。
- 2) 当社グループの取締役等及び使用人は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは監査等委員会に報告する体制とする。
- 3) 監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- 4) 内部通報制度管理規程に基づき、社内窓口を担当部署と監査等委員会、外部窓口を顧問弁護士とし内部通報制度を運用し、速やかに通報状況を窓口関係者間で共有する体制とする。

- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員会がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見及び情報の交換を行う。また、監査等委員会は、職務遂行にあたり、必要に応じて公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家を活用できる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 内部統制システム全般について

当社グループは上記の（「内部統制システム構築の基本方針」）に基づき、内部統制の整備と適切な運用を実施しております。

また、内部監査室では事業年度ごとに「財務報告に係る内部統制の基本計画

書」を策定し、取締役会での決議、コンプライアンス委員会での内容説明、さらに策定した計画の実施状況を取締役会で中間報告する等、適切な内部統制の整備・運用・評価に努めております。

② コンプライアンス体制について

当社はコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしております。

また、社内各部署においては事業年度ごとに「コンプライアンス行動計画」を策定し、「企業理念」、「企業行動規範」、各種関連法令等、全社員へのコンプライアンス意識の浸透・高揚に努めております。

法令違反・不正行為等の早期発見及び未然防止については、当社グループを対象とした「内部通報制度管理規程」により、内部通報制度を周知し、社員に対して不正防止・自浄作用等の意識向上を図っております。

③ リスク管理体制について

事業年度ごとに、全社的な重要リスクの見直し作業を行い「全部門で想定されるリスクガイドライン」を策定し、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図っております。

④ 子会社の管理体制について

当社は「グループ会社管理規程」に基づき、海外業務部が主体となり、定期的な会議体を開催し、各子会社からの業務執行状況・業績状況等、資料の提出とともに報告を受け、業務の適正の確保に努めております。

また、当社の内部監査室は監査等委員会と連携を図りながら、グループ各社の業務監査、会計監査、組織・制度監査等の内部監査を実施しております。

⑤ 取締役の職務執行について

当社の取締役会は、社外取締役5名を含む9名で構成されております。

原則として毎月1回定時取締役会を開催し（当期は16回開催）、法令等に定められた事項及び経営方針・経営計画の策定等、経営に関する重要事項を決定しております。また、月次の経營業績の分析・対策・評価の検討、期中での経営計画の見直し、中期経営計画の進捗状況の把握、計画対比乖離の分析、対応等の協議、検討を行っております。

当社グループの経営戦略に係る重要案件については、事前に経営会議において議論を行っております。

取締役会等の会議体において建設的な議論・意見交換ができるよう、議案及び関連資料の事前配布を徹底し、全取締役に十分に検討する時間を確保しております。

取締役会の実効性評価については、前期と同様、全取締役を対象とした個別アンケートにより実施し、取締役会出席メンバーにて評価結果による現状認識・協議を行い、取締役会の議事運営は概ね適切であり、当社取締役会の実効性は充分確保されているものと評価いたしました。今後も継続して取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

なお、取締役会、経営会議等取締役が主催又は出席する会議体の議事録は、

総合管理部が作成し管理しております。

⑥ 監査等委員の職務執行について

当社の監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、原則として毎月1回定時監査等委員会を開催しております（当期は16回開催）。

また、監査等委員は取締役会への出席、常勤監査等委員は、監査等委員会事務局の内部監査室及び総合管理部と連携し、経営会議及びその他の重要会議への出席、取締役、経営陣幹部、従業員等からの業務執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行の監査及び内部統制の整備、運用状況を確認しております。

当社の内部統制システム全般のモニタリングについては、会計監査人、内部監査室と連携し、定期的な情報交換を行っております。

なお、必要に応じて監査等委員の指揮命令のもと、監査等委員会事務局の内部監査室と総合管理部が監査等委員の職務を補助しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、自動車内装部品製造という当社の経営にあたっては、取引先である自動車メーカー等から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる当社独自の技術開発力・加工技術力の伝承と継続的な進化、製品の品質・安全性・環境性能の高い水準での確保が必要不可欠であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な

対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務であると考えております。

② 当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記①に記載した基本方針に沿って導入しているものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

③ 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランに基づく対抗措置の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認します。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、

その透明性を確保することとしております。

本件につきましては、2022年6月29日開催の第67回定時株主総会において承認を得て導入し、直近では2025年6月26日開催の第70回定時株主総会において継続の承認を得て更新しております。

なお、当社は、当社の一定の株主の間に「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」に該当する関係があるか否かについて、2026年5月1日、当社独立委員会より、かかる認定のための客観的な基準として「『非適格者』認定基準」を制定しております。

詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております2025年5月21日付適時開示資料「当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新について」（<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08330/755c8130/7222/478a/8638/31ef5a744e43/140120250521560374.pdf>）、2026年5月1日付適時開示資料「当社独立委員会による「非適格者」認定基準の制定に関するお知らせ」（<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08330/8aa88ffb/0d81/4c58/8dc5/31f3ec79f9a5/140120260501516758.pdf>）をご覧ください。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

企業基盤強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案して、配当を実施することを基本方針としています。今後も、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきます。すでに、実施済みの中間配当金1株当たり25円とあわせまして、年間配当金は1株当たり50円となります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,267,858	流 動 負 債	7,767,952
現 金 及 び 預 金	4,455,653	電 子 記 録 債 務	1,535,021
受 取 手 形	219,696	買 掛 金	1,626,636
電 子 記 録 債 権	486,675	短 期 借 入 金	3,139,130
売 掛 金	3,162,780	1年内返済予定の長期借入金	451,452
有 価 証 券	200,000	リ ー ス 債 務	162,468
商 品 及 び 製 品	1,879,625	未 払 金	454,142
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,618,212	未 払 消 費 税 等	28,297
前 払 費 用	70,013	未 払 費 用	163,176
未 収 入 金	128,972	預 り 金	25,609
そ の 他	46,229	賞 与 引 当 金	168,079
固 定 資 産	10,605,005	役 員 賞 与 引 当 金	2,457
有 形 固 定 資 産	8,139,766	そ の 他	11,480
建 築 物	2,315,749	固 定 負 債	2,997,992
構 築 物	121,695	長 期 借 入 金	725,726
機 械 及 び 装 置	1,719,917	リ ー ス 債 務	542,270
車 両 及 び 運 搬 具	19,816	長 期 未 払 金	253,958
工 具 器 具 及 び 備 品	382,582	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,429,581
土 地	2,460,008	そ の 他	46,453
リ ー ス 資 産	886,797		
建 設 仮 勘 定	233,199	負 債 合 計	10,765,944
無 形 固 定 資 産	510,704	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	396,478	株 主 資 本	9,290,139
ソ フ ト ウ ェ ア	19,204	資 本 金	2,167,399
リ ー ス 資 産	94,760	資 本 剰 余 金	2,377,042
そ の 他	260	利 益 剰 余 金	4,750,114
投 資 そ の 他 の 資 産	1,954,534	自 己 株 式	△4,416
投 資 有 価 証 券	810,856	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,816,779
出 資 金	24,350	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	341,777
繰 延 税 金 資 産	647,350	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,502,008
保 険 積 立 金	110,054	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△27,006
そ の 他	396,105	純 資 産 合 計	12,106,919
貸 倒 引 当 金	△34,182	負 債 及 び 純 資 産 合 計	22,872,863
資 産 合 計	22,872,863		

連 結 損 益 計 算 書

（ 2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		23,065,238
売 上 原 価		19,761,292
売 上 総 利 益		3,303,945
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,933,513
営 業 利 益		370,431
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18,265	
受 取 配 当 金	22,260	
そ の 他 営 業 外 収 益	24,845	65,371
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	119,466	
支 払 手 数 料	38,187	
為 替 差 損	10,031	
そ の 他 営 業 外 費 用	23,280	190,966
経 常 利 益		244,836
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,019	
減 損 損 失	277	1,296
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		243,540
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	28,103	
法 人 税 等 調 整 額	137,865	165,968
当 期 純 利 益		77,571
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		77,571

連結株主資本等変動計算書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,167,399	2,377,042	4,847,490	△4,217	9,387,714
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△174,947		△174,947
親会社株主に帰属 する当期純利益			77,571		77,571
自己株式の取得				△198	△198
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変 動 額 （ 純 額 ）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△97,376	△198	△97,575
当連結会計年度末残高	2,167,399	2,377,042	4,750,114	△4,416	9,290,139

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	245,314	2,413,808	△43,156	2,615,967	12,003,681
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△174,947
親会社株主に帰属 する当期純利益					77,571
自己株式の取得					△198
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変 動 額 （ 純 額 ）	96,462	88,200	16,149	200,812	200,812
連結会計年度中の変動額合計	96,462	88,200	16,149	200,812	103,237
当連結会計年度末残高	341,777	2,502,008	△27,006	2,816,779	12,106,919

貸 借 対 照 表

(2026年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,131,259	流 動 負 債	7,359,993
現 金 及 び 預 金	2,393,442	電 子 記 録 債 務	1,535,021
受 取 手 形	78,169	買 掛 金	1,443,849
電 子 記 録 債 権	486,675	短 期 借 入 金	3,059,930
売 掛 金	2,542,554	1年内返済予定の長期借入金	385,080
有 価 証 券	200,000	リ ー ス 債 務	152,008
商 品 及 び 製 品	1,393,142	未 払 金	427,610
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	701,605	未 払 消 費 税 等	27,187
前 払 費 用	42,126	未 払 費 用	138,184
未 収 入 金	112,529	預 り 金	11,588
関係会社短期貸付金	159,930	賞 与 引 当 金	168,079
そ の 他	21,083	役 員 賞 与 引 当 金	2,457
固 定 資 産	13,033,138	そ の 他	8,995
有 形 固 定 資 産	4,816,116	固 定 負 債	2,698,442
建 物	972,279	長 期 借 入 金	519,720
構 築 物	43,469	リ ー ス 債 務	533,690
機 械 及 び 装 置	635,285	長 期 未 払 金	253,958
車 両 及 び 運 搬 具	481	退 職 給 付 引 当 金	1,390,172
工 具 器 具 及 び 備 品	237,069	そ の 他	900
土 地	2,024,669	負 債 合 計	10,058,436
リ ー ス 資 産	885,737	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	17,122	株 主 資 本	10,764,183
無 形 固 定 資 産	123,539	資 本 金	2,167,399
借 地 権	11,562	資 本 剰 余 金	2,386,743
ソ フ ト ウ ェ ア	17,061	資 本 準 備 金	1,696,397
リ ー ス 資 産	94,760	そ の 他 資 本 剰 余 金	690,345
そ の 他	156	利 益 剰 余 金	6,214,456
投 資 そ の 他 の 資 産	8,093,482	利 益 準 備 金	414,702
投 資 有 価 証 券	810,856	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,799,754
関 係 会 社 株 式	4,284,634	償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	2,406
出 資 金	24,350	土 地 圧 縮 積 立 金	61,460
関 係 会 社 出 資 金	2,180,200	別 途 積 立 金	4,450,000
繰 延 税 金 資 産	635,547	繰 越 利 益 剰 余 金	1,285,887
保 険 積 立 金	110,054	自 己 株 式	△4,416
そ の 他	65,988	評 価 ・ 換 算 差 額 等	341,777
貸 倒 引 当 金	△18,148	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	341,777
資 産 合 計	21,164,397	純 資 産 合 計	11,105,961
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	21,164,397

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,067,505
売 上 原 価		15,294,790
売 上 総 利 益		2,772,715
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,287,560
営 業 利 益		485,154
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23,386	
受 取 配 当 金	22,260	
そ の 他 営 業 外 収 益	18,506	64,153
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	101,798	
支 払 手 数 料	36,950	
そ の 他 営 業 外 費 用	11,193	149,942
経 常 利 益		399,366
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,019	
減 損 損 失	277	1,296
税 引 前 当 期 純 利 益		398,069
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	28,103	
法 人 税 等 調 整 額	131,728	159,832
当 期 純 利 益		238,237

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 (注)	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	2,167,399	1,696,397	690,345	2,386,743	414,702	5,736,465	6,151,167
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△174,947	△174,947
当 期 純 利 益						238,237	238,237
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	63,289	63,289
当 期 末 残 高	2,167,399	1,696,397	690,345	2,386,743	414,702	5,799,754	6,214,456

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△4,217	10,701,093	245,314	245,314	10,946,408
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△174,947			△174,947
当 期 純 利 益		238,237			238,237
自 己 株 式 の 取 得	△198	△198			△198
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）			96,462	96,462	96,462
事業年度中の変動額合計	△198	63,090	96,462	96,462	159,553
当 期 末 残 高	△4,416	10,764,183	341,777	341,777	11,105,961

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	償却資産 圧縮積立金	土地圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
当 期 首 残 高	2, 550	61, 460	4, 450, 000	1, 222, 454	5, 736, 465
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△174, 947	△174, 947
当 期 純 利 益				238, 237	238, 237
自 己 株 式 の 取 得					—
償却資産圧縮積立金の取崩	△143			143	—
事業年度中の変動額合計	△143	—	—	63, 432	63, 289
当 期 末 残 高	2, 406	61, 460	4, 450, 000	1, 285, 887	5, 799, 754

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月19日

盟 和 産 業 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 裕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、盟和産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、盟和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月19日

盟 和 産 業 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 裕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、盟和産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

盟和産業株式会社 監査等委員会

社外監査等委員(常勤)	梶	谷	太	作	㊞
社外監査等委員	森	山	弘	和	㊞
社外監査等委員	小	峰		光	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第71期の期末配当につきましては、企業基盤強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は87,471,325円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	いい づか きよし 飯 塚 清 (1952年4月12日生) 男性	2005年12月 株式会社三井住友銀行より当社へ出向、理事（総務部専任部長） 2006年6月 当社執行役員管理部門副担当 2007年6月 当社取締役執行役員管理部門、海外事業推進、内部統制副担当 2008年6月 当社取締役常務執行役員管理部門（企画部）担当、海外事業推進担当 2010年6月 当社取締役常務執行役員管理部門、海外業務部、内部統制担当 2013年6月 当社取締役専務執行役員管理部門、海外業務部、内部統制担当 2015年4月 当社取締役副社長執行役員、社長補佐、管理部門、海外業務部、内部統制担当 2017年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	48,952株
	(選任理由) 飯塚 清氏は、海外での豊富な実務経験、さらに当社グループ内における海外事業の推進、管理部門を担当するなど幅広い見識を有し、2017年4月より当社の代表取締役社長を務め、グループ全体の経営の指揮を執り企業価値の向上を強力に推進しております。その実績、能力、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	まるもやすひろ 丸茂康弘 (1959年2月22日生) 男性	1982年4月 当社入社 2007年12月 当社東海営業部長 2009年6月 当社執行役員自動車部品営業部門副担 当、東海営業部長 2019年4月 当社常務執行役員自動車部品営業部門 (東京営業部) 担当、東京営業部長兼群 馬営業所長 2020年4月 当社専務執行役員自動車部品営業部門担当 2020年6月 当社取締役専務執行役員自動車部品営業 部門担当 2023年4月 当社取締役副社長執行役員自動車部品営 業部門、住宅営業部門担当 2024年6月 当社取締役副社長執行役員海外事業担 当、自動車部品営業部門管掌、住宅営業 部門担当 2024年10月 当社取締役副社長執行役員海外事業担 当、自動車部品営業部門管掌、住宅営業 部門担当、 MEIWA INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD. 社長 2025年9月 当社取締役副社長執行役員海外事業 (中 国・東南アジア・インド)、住宅営業部 門担当、中国統括部 部長 MEIWA INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD. 社長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 盟和 (大連) 汽车配件有限公司董事長 盟和 (佛山) 汽车配件有限公司董事長 MEIWA INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD. 社長 MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC. 取締役	15,692株
(選任理由) 丸茂康弘氏は、技術開発、生産部門での豊富な実務経験、ASEANへの拠点進出から生産拠 点構築・運営に経営者として携わり、現在海外事業担当としてさらに当社グループ内にお ける海外事業の推進等、グループ全体の企業価値の向上を強力に推進しております。その 実績、能力、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としたしまし た。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
3	たか くわ しげ のり 高 桑 重 徳 (1964年10月18日生) 男性	2004年 2 月 株式会社三井住友銀行より当社へ出向 2011年 1 月 当社総務部次長 2014年 4 月 当社総合管理部副部長 2017年 6 月 当社執行役員管理部門副担当、総合管理部副部長 2022年 6 月 当社常務執行役員管理部門副担当、総合管理部共同部長 2024年 6 月 当社取締役常務執行役員ＣＦＯ、総合管理部共同部長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 盟和（大連）汽车配件有限公司監事 盟和（佛山）汽车配件有限公司監事	1,732株
		(選任理由) 高桑重徳氏は、管理部門での豊富な実務経験、さらに現在ＣＦＯとして海外拠点含む当社グループ全体の経営戦略・企画等に携わり、グループ全体の企業価値の向上を強力に推進しております。その実績、能力、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
4	き りゅう なお き 桐 生 直 規 (1965年2月13日生) 男性	1987年 4 月 当社入社 2009年 7 月 当社長野工場長 2017年 4 月 当社生産部門副担当、長野工場長 2017年 6 月 当社執行役員生産部門副担当、長野工場長 2020年 1 月 当社執行役員自動車部品営業部門副担当、東京営業部長 2021年 1 月 当社執行役員自動車部品営業部門、住宅営業部門副担当、東京営業部長 2024年 6 月 当社常務執行役員、自動車部品営業部門担当、住宅営業部門副担当、東京営業部長 2025年 6 月 当社取締役常務執行役員、自動車部品営業部門担当 現在に至る	4,022株
		(選任理由) 桐生直規氏は、生産部門での豊富な経験、工場運営に携わり、現在国内外拠点における自動車部品営業部門の陣頭指揮等、当社グループ全体の企業価値の向上を強力に推進しております。その実績、能力、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
5	いち かわ いち ろう 市 川 一 郎 (1958年 5 月10日生) 男性	1983年 4 月 キヤノン株式会社 入社 1985年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 1989年 8 月 公認会計士登録 2014年 9 月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）退社 2014年12月 SWEAT CAPITAL株式会社設立 代表取締役 現在に至る 2015年12月 株式会社ユニメディア 社外監査役 2017年 1 月 株式会社インフォバーニンググループ本社（現株式会社メディアジーン）社外監査役 2019年 6 月 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 社外監査役 2023年 6 月 当社社外取締役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 公認会計士・税理士 SWEAT CAPITAL株式会社 代表取締役	0株
		(選任理由及び期待される役割の概要) 市川一郎氏は、会計の専門家として豊かな経験と専門知識を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とい たしました。同氏は、企業経営者としての経験・知見を有するとともに、企業会計の分野 を専門としており、幅広く経営に対しての監督・助言を期待しております。	
6	※ お がわ なお き 小 川 直 樹 (1984年12月 4 日生) 男性	2010年12月 弁護士登録、日比谷パーク法律事務所 入所 2016年 8 月 Entrust Energy, Inc.（米国テキサス 州）カウンセル 2017年 6 月 米国ニューヨーク州 弁護士登録 2017年 7 月 日比谷パーク法律事務所復帰 2020年 1 月 日比谷パーク法律事務所パートナー弁 護士 現在に至る 2023年 6 月 株式会社中村屋 社外監査役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 弁護士 株式会社中村屋 社外監査役	0株
		(選任理由及び期待される役割の概要) 小川直樹氏は、法律の専門家として豊かな経験と専門知識を有することから、社外取締 役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者とい たしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法 務の分野を専門としており、経営の監督機能の観点から社外取締役としての職務を 適切に遂行することができるものと判断しております。	

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 市川一郎氏及び小川直樹氏は社外取締役候補者であります。
4. 市川一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結をもって3年となります。
5. 責任限定契約について
会社法第427条第1項に基づき、市川一郎氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。市川一郎氏、小川直樹氏の選任が承認された場合は、市川一郎氏との当該契約を継続、小川直樹氏と当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 市川一郎氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、小川直樹氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 各候補者の所有する当社株式の数は、所有する株式数に役員持株会もしくは従業員持株会での持分を合算して表示しております。

【ご参考】株主総会後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

【2026年6月25日以降予定する取締役会の構成】

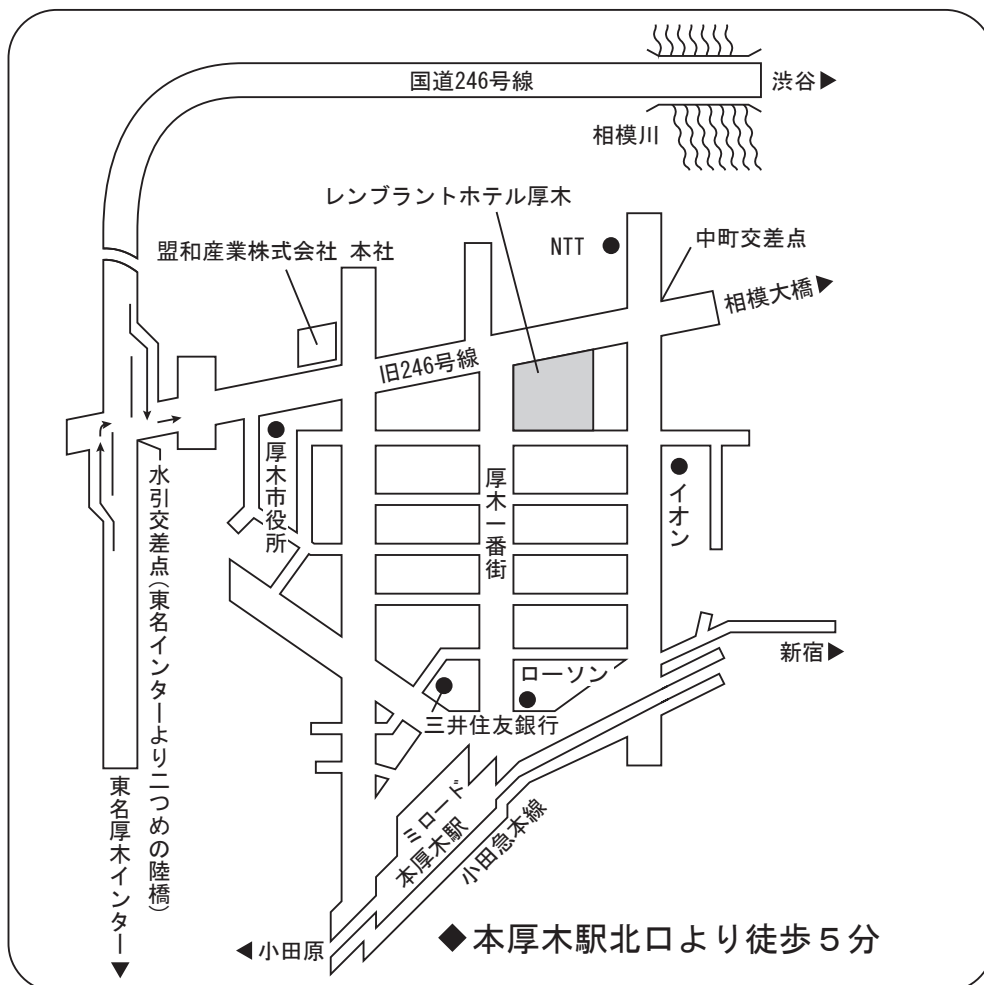
		企業経営・経営戦略	技術開発	ものづくり (生産・製造技術)	営業・マーケティング	財務・会計	海外知見・国際性	ガバナンス・ コンプライアンス	人事労働・人材育成
取締役	飯塚 清	○			○	○	○	○	○
取締役	丸茂 康弘	○	○	○	○		○	○	○
取締役	高桑 重徳	○				○		○	○
取締役	桐生 直規			○	○			○	○
社外取締役	市川 一郎	○			○	○	○	○	○
社外取締役	小川 直樹						○	○	
社外取締役(監査等委員)	梶谷 太作	○			○	○		○	○
社外取締役(監査等委員)	森山 弘和	○				○		○	○
社外取締役(監査等委員)	※小峰 光					○	○	○	○

(注) 1. 各対象者の有するすべてのスキルや、専門的な知見を表すものではありません。

2. ※は性別(女性)を表しております。

以 上

株主総会会場ご案内図



レンブラントホテル厚木 3F 相模「西・中」

神奈川県厚木市中町二丁目13番1号

☎046-221-0001